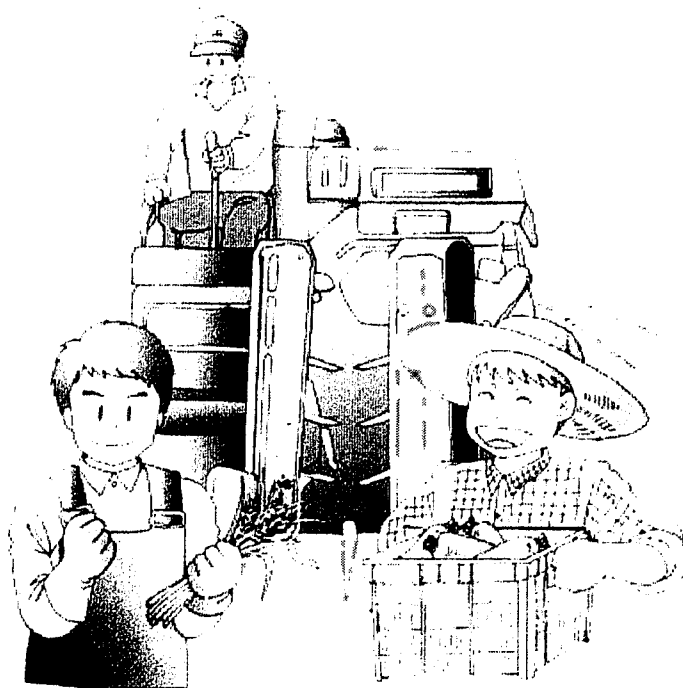


担い手育成対策について



広島県農業会議

目 次

農地制度実施円滑化事業費補助金について	1
集落活性化セミナーについて	15
農業雇用改善推進事業について	16
農の雇用事業について	18
集落法人担い手育成確保モデル事業について	20

「農地制度実施円滑化事業費補助金」に関する留意事項

平成22年4月14日
平成22年6月改訂版
全国農業会議所
農地・組織対策部

Ⅰ. 農地制度実施円滑化事業費補助金の概要

農地制度実施円滑化事業費補助金（総額52億5,900万円）は、平成22年度予算において国費10/10で、農業委員会が改正された農地制度において新たに担うこととなる事務を適切かつ円滑に執行できるように措置されたもので、①農地法に基づく事務の適正実施のための支援（農業委員会の法令業務に対する支援）、②農地の有効利用を図るための支援、③広域的な農地利用調整活動等への支援（農業委員会の活動をサポートする都道府県農業会議への支援）、④農地情報共有化への支援の4事業が実施できることとなっている。

事業実施（④を除く）にあたっては、都道府県知事を経由して地方農政局長等（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ）に事業実施計画書を提出し承認を受けることとなる。また、②の事業については、許可等の法令業務の適正な審議及び透明性の確保の観点から、要綱第2の1及び2の事項が確認できることが実施の要件とされている。

平成22年度の事業実施にあたっては、当該議事録を平成22年4月末までに提出することとされているが、期限までに提出することが不可能な場合にあっては、事業実施計画書を提出する際に、平成22年3月の総会等の議事録を添付すればよいとしている。

なお、事業の透明性を確保するため、事業計画、事業実績報告書、各種会議の資料及び研修テキスト等について、ホームページ、広報誌等で公開することとなっている。

Ⅱ. 農地制度実施円滑化事業費補助金の各事業ごとの留意事項

1. 市町村農業委員会関係

（1）農地制度実施円滑化事業費補助金と農業委員会交付金の関係について

農業委員会交付金については、「交付金事業実施要領」で、「委員の手当の支給に当たっては、法令事務を処理するために支給」することとなっている。これは、あくまで、農地法等の改正前からの法令業務（総会・農地部会への出席や各種法令に基づく現地調査・確認等、下記を参照）に充当するということであり、改正農地法等に伴って新設された法令業務については、手当等も含め「農地制度実施円滑化事業費補助金」で充当することとなっている。

参考：「農業委員会交付金」によって農業委員手当として充当できる
主な法令業務例

- 総会、農地部会への出席
- 農地法等関係業務：農地の転用許可申請に伴う現地確認等、

法令業務に関連する業務

- 租税特別措置法等税法上の業務：相続税・贈与税納税猶予制度の適用時・継続届出書に係る現地確認 等

(2) 農地法に基づく事務の適正実施のための支援

①農地等の利用関係の調整

農地法第3条の3第2項に基づくあっせんその他必要な措置及び農業委員会の和解の仲介に関する調査・調整及び資料の作成・整理などに支出できる。

②農地の利用状況調査

農地法第3条第2項第7号の確認に必要な現地調査並びに、農地法第30条第1項、第2項及び第31条に基づく利用状況調査に関する活動、農地法第30条第3項に基づく遊休農地の指導を行っている農地に指導内容及び根拠条項を表示した看板（当該農地の権限を有する者の同意を得て行う場合に限る）を設置する費用にも支出できる。

③農地等訴訟事務処理

訴訟事務に関する活動、具体的には、係争地に関する現地調査や、出廷に必要な旅費などに支出できる。

④農地等の台帳の調査等

農業委員会交付金事業による農地基本台帳整備を補完するものであり、農地基本台帳の整備事項の追加・変更に伴い新たに発生する業務・システム改良等に必要な経費を支出できる（通常の農地基本台帳の整備（紙台帳から新規のシステムの導入を含む）に関する業務は農業委員会交付金から支出すること）。

⑤農地の権利移動・借賃等調査

農地法第52条に基づく農地の権利移動状況や賃借料情報（最高額、最低額、平均額）の収集・入力費や事務補助員賃金などに支出できる。

【留意事項】

- 上記の農地法に基づく事務の適正実施のための支援は、改正農地法等の施行に伴い新たに追加された業務に対応するために措置されたもの。また、農業委員会交付金事業により交付される農業委員手当は従来からの法令業務に対する経費となっている。上記の支援と農業委員会交付金は事業上のすみ分けがなされているため、上記の業務に従事した農業委員に対しては、実働に応じた対価（日額又は活動時間に応じた額）を支払うことができる。

(3) 農地の有効利用を図るための支援

①農地制度に関する相談活動等

農業者等からの相談や農業委員会の総会等の議事録の作成方法等に関する個別

具体的な助言、農業委員・職員等の研修資料の作成や講師の補助などを行う農地相談員を設置することができる。なお、農地相談員は農地制度に精通した者や地域の農業・農地事情に精通している者等を選定し、選定にあたっては公募により実施すること。

②農業委員・職員等の研修

農業委員・職員等に対して必要な知識を習得させることを目的に研修を実施することができる。研修を実施するにあたっては、毎年度、実施時期、研修目的、研修対象者及び研修内容等を記載した研修実施計画に基づき実施すること。

研修は、講義、研修討議、演習等により実施するものとし、研修終了後に、受講者から研修に関するレポートを提出させること。また、研修に必要な研修テキストを購入する場合は「印刷製本費」ではなく、「その他の経費」から支出すること。

③全国農業会議所、都道府県農業会議が主催する研修会への出席旅費について

全国農業会議所、都道府県農業会議が主催する研修会への農業委員・職員の出席旅費については、別記2「農地の有効利用を図るための支援」第1の2「農業の研修・職員等の研修」に必要な経費として支出すること。

④新たな農地制度の周知活動

新たな農地制度の周知徹底を図るため、地域農業者をはじめとする地域住民に農地制度パンフレット等の配布を行うとともに、制度の趣旨、主な改正内容等について説明を行うことができる。

⑤農地の有効利用のための活動

不在村地主等の把握、遊休農地の解消及び農地の有効利用集積等を推進するための活動が実施できる。具体的には、農地の賃貸・売買の意向調査や相続登記の有無の確認、草刈り・抜根・耕起等の簡易な農地整備、担い手等への利用調整活動などを行うことができる。

【留意事項】

- 事務補助員の雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては「賃金」ではなく、「その他の経費」から支出すること。
- 農業委員会の総会及び農地部会の議事録の作成等を外部に委託する場合（例えば、テープおこしを業者をお願いするなど）は、原則として競争入札で委託者を決定すること。

2. 都道府県農業会議関係

(1) 広域的な農地利用調整活動等への支援

①農地制度に関する相談活動等

農業者、新規就農者及び農業参入企業等からの相談に対応するため、農地相談員を設置することができる。農地相談員は農地制度に精通した者等を選定し、選

定にあたっては公募により実施すること。

②農業委員等の研修

農業委員・職員・農業者等に対し、農地及び農業経営等（例えば、農業者等に対する簿記研修等）に関することについて、研修を実施することができる。研修を実施するにあたっては、毎年度、実施時期、研修目的、研修対象者及び研修内容等を記載した研修実施計画に基づき実施すること。

研修は、講義、研修討議、演習等により実施するものとし、研修終了後に、受講者（農業者等を対象とする研修については農業者も）から研修に関するレポートを提出させること。また、研修に必要な研修テキストを購入する場合は「印刷製本費」ではなく、「その他の経費」から支出すること。

あわせて、都道府県農業会議職員等が、全国農業会議所が主催する農地関連制度や農地の利用集積及び農業経営に関する知識を習得させるための研修会に出席する場合、その出席旅費を支出することができる。なお、当該研修会に参加した都道府県農業会議職員等は、農業委員等の研修を実施する場合に、講師となり習得した知識を提供し、農業委員等の資質向上を図ることが求められる。

③普及推進・巡回指導協力

農業委員会の日常的な活動をサポートするため、巡回指導及び協力を実施することができる。

具体的には、農業委員会の総会・農地部会のあり方等組織運営方法や議事録の作成方法等に関する個別具体的な助言、農業委員会からの電話相談、農業委員会の各種活動に関する協力が実施できる。

なお、巡回指導協力を行う都道府県農業会議職員等に対する手当は実働に応じた対価（日額又は活動時間に応じた額）とし、手当に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては「手当」ではなく、「その他の経費」から支出すること。

また、農業会議職員等が、農業委員会の巡回指導及び協力のために地方農政局等の研修会に出席する場合、その出席旅費を支出することができる。

④広域農地利用調整活動

農業委員会の区域を越えた広域的な農地の利用に関する調整活動等を行うため、広域農地利用調整会議の開催や現地指導・助言などを行うことができる。

⑤農地法等に基づく業務を処理するための会議

農地法等により都道府県農業会議の所掌に属された業務を処理するため、常任会議員及び会議員に対して、常任会議員会議及び総会に出席するための経費を支出することができる。

【留意事項】

- 農業委員会の活動をサポートするために必要な事務経費（コピー機やパソコンのリース代）については使用した実績に応じて、「借料及び使用料」で支出することができるが、都道府県農業会議本体の事務所借料および光熱水道

費は当該補助金からは支出できないので注意すること。

3. その他の留意事項について

(1) 「円滑化事業費補助金」で措置できない問題について

担い手の経営を支援するソフト事業として措置されてきた「担い手アクションサポート事業」（農業経営改善総合支援事業、平成22年度概算要求額23億円）が昨年11月に行われた行政刷新会議「事業仕分け」において「廃止」と評価され、22年度予算概算決定で同事業は廃止された。「アクションサポート事業」は、担い手育成総合支援協議会の事務局を担当する都道府県農業会議の運営についても一定の支援を行ってきた。

今年度からは、改正農地法等の施行に伴い、都道府県農業会議、農業委員会等を対象に「農地制度実施円滑化事業費補助金」（52億5,900万円）が新たに措置されたが、担い手の経営を支援することを目的とする「アクションサポート事業」とは、目的が異なることから、農水省の関係部局と調整を続けてきたが、経営関連対策の一部については充当することが可能となったものの、農業会議等に対するこれまでの支援をすべて網羅することは限界があり、かなわない結果となっている。

については、農業会議の運営上の不足分については、自己資金、とりわけ、全国農業新聞ならびに全国農業図書の普及推進活動と一体として行い、普及経費等で充当することを検討するなどの対応をお願いしたい。あわせて、全国農業新聞ならびに全国農業図書の普及につき、一層のご尽力をお願いする。

III. 農業委員会交付金事業実施要領関係

「第3 事業の実施(3)」で、新たに「委員の手当は、・・・中略・・・なお、法令事務を処理するための活動に応じて日額又は時間給で支給するものとする」とされた。

このうち、「法令業務」とは、農業委員会法第6条第1項に規定された業務で、農業委員会総会・農地部会への出席、農地法第4条、第5条の転用申請に伴う「現地確認」等が当たる。

また、「日額又は時間給で支給」とは、総会等の法令業務に全く参加しない農業委員に国費（農業委員会交付金）による手当を支給することは好ましくない、という指摘から設けられた規定であり、手当支給のための市町村条例の「月額（年額）」を変更することまで求めるものではないが、活動実績のない者に手当を支給することは控えることがのぞましいという意図である。

したがって、農業委員手当に充当された農業委員会交付金の支出について、「〇〇日分の総会出席」というように、法令業務を処理したことを明確にしておくこと。

この点については、「実施要領第5 定期報告」で「毎年度各四半期までの事業について報告する」旨が定められ、様式については「農業委員会交付金事業の実施について」の別紙様式第2号「定期報告書」の「第1 委員の手当」に、その実施状況を記入することとなっている。記入にあたっては、農業委員会交付金で充当した部分のみを記入し、農業委員交付金以外による支出での充当（市町村の独自財源等）のものは記入する必要がなく、「空欄」とする。

別表1

要綱第4の1(1)及び(2)の規定に係る補助対象経費の内容

区 分	内 容
旅 費	(1) 資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び職員その他の出席者に対して支払う旅費 (2) 研修会の講師に対して支払う旅費 注：旅費の支出に当たっては、市町村又は農業委員会が定める旅費に関する規程に基づき支払うこと。
報酬・謝金	弁護士及び講師等に対して支払う報酬又は謝金 注：報酬又は謝金には、その性格上、定められた単価はないが、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。
賃 金	(1) 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給） (2) 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給） (3) 農地相談員に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給） 注：① 雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」ではなく、後述する「その他の経費」の区分により申請すること。 ② 賃金の単価については、定められた単価はないが、市町村又は農業委員会が定める賃金支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。
手 当	資料収集、各種調査、会議及び打ち合わせ等に出席した農業委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価（日額又は活動時間に応じた額） 注：手当の単価については、定められた単価はないが、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。
委 託 費	調査等の集計並びに農業委員会の総会及び農地部会の議事録の作成等を外部に委託した場合の委託費 注：委託する場合には、原則として競争入札で委託者を決定するものとする。
予 納 金	訴訟事件に関し、裁判所に対して実地検証を求める際の担当裁判官等の旅費に対する予納金
印刷製本費	(1) 教材、資料及びパンフレット等の印刷代（用紙代を含む。） (2) 教材及び資料等の製本代
借料及び使用料	会場借料、物品等使用料及び損料並びにパソコン及びプリンターのリース費用等
会 議 費	会議用のお茶代
雑 役 務 費	器具機械等の修繕、各種保守、システムの改良及び速記等の手数料
通 信 運 搬 費	通信料、郵便料、運送料及び発送料等
備 品 購 入 費	農業委員会の総会又は農地部会における議事録作成に必要な事務機械器具等
消 耗 品 費	各種事務用品（コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等）代 注：1件当たり3千円以下のものに限る。
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費

農地制度実施円滑化事業費補助金実施要綱（平成22年3月31日付け21経営第7260号農林水産事務次官依命通知）抜粋

別記1 農地法に基づく事務の適正実施のための支援

第1 事業の内容

1 農地の利用関係の調整

農地制度実施円滑化事業費補助金実施要綱（平成22年3月31日付け21経営第7260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の1の(1)のアについては、次に掲げる活動に要する経費を支援するものとする。

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の2第2項に基づく許可の取消し等

農地法第3条の2第1項に基づく勧告、同条第2項に基づく許可の取消し及び同条第3項に基づくあっせんその他必要な措置に関する調査・調整

(2) 農地法第3条の3第2項に基づくあっせん等

農地法第3条の3第1項に基づく届出及び同条第2項に基づくあっせんその他必要な措置に関する調査・調整

(3) 農地法第6条第2項に基づく農業生産法人に対する勧告等

農地法第6条第1項に基づく農業生産法人の報告等による農業生産法人等の台帳の作成・整理、同条第2項に基づく勧告、同条第3項に基づくあっせん及び同法第14条第1項に基づく農業生産法人に対する立入調査

(4) 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介

農地法第25条第1項に基づく和解の仲介に関する調査・調整及び資料の作成・整理

2 農地の利用状況調査

(1) 要綱第4の1の(1)のイの(ア)については、次に掲げる活動に要する経費を支援するものとする。

ア 現地調査

イ 資料収集

ウ 会議及び打合せ

エ 調査結果の取りまとめ及び資料の作成・整理

(2) 要綱第4の1の(1)のイの(イ)については、次に掲げる活動に要する経費を支援するものとする。

ア 農地法第30条第1項及び第2項並びに第31条第2項に基づく利用状況調査に関する活動

(ア) 当該年度の実施時期、調査体制等に関する調査計画及び農地法第30条第2項に規定する必要があると認める場合又は第31条第2項に規定する申出があった場合の対応方針並びに利用状況調査の結果に基づく指導等の対応方針について決定するための関係者による会議等の開催並びに定めた調査計画の周知

(イ) 農地の位置等がわかる図面等の調査資料の作成

(ロ) 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長・農村振興局長通知）第3の1の(2)のエに基づく利用状況の記

録及び保存

- (イ) 農地法第30条第3項に基づく指導を行う者ごとの利用状況調査等を踏まえた指導簿（別記1様式第1号）の作成並びに作成に要する遊休農地の所有者等（農地の所有者又はその農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者をいう。以下同じ。）及び権利関係等の調査
- イ 農地法第30条第3項に基づく遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な指導
 - (ア) 農地法の運用について第3の2の(2)に基づく指導
 - (イ) 農地法第30条第3項に基づく指導等を行っている農地について、指導の内容及び根拠条項を表示した看板の設置（当該農地の権原を有する者の同意を得て行う場合に限る。）等による周辺の農地の所有者等への情報提供
- ウ 遊休農地である旨の通知等
 - (ア) 農地法第32条に基づく通知又は公告
 - (イ) 農地法第33条第1項第1号の判断に必要な機械装備の状況、農地を貸し付ける場合の相手方の農業経営の状況等の調査
 - (ウ) 農地法第34条第1項に基づく勧告
 - (エ) 第35条第1項の規定に基づく指定及び通知
- エ アの(ウ)の活動に協力する者及びアからウまでの活動に係る事務を補助する者の設置

3 農地等訴訟事務処理

要綱第4の1の(1)のウについては、次に掲げる活動に要する経費を支援するものとする。

(1) 訴訟事務に関する活動

- ア 係争地に関する現地調査
- イ 訴訟関係資料の作成及び裁判所への提出
- ウ 出廷及び関係機関打合せ
- エ 裁判官からの実地検証の申出に伴う旅費の予納等の裁判所から求められた場合の費用の納付
- オ 農地法、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）、行政手続法（平成5年法律第88号）等の分野の知見を有する弁護士を選任した場合における当該弁護士の活動

(2) 行政不服審査事務に関する活動

- ア 係争地に関する現地調査
- イ 弁明書等関係資料の作成及び審査庁への提出

4 農地等の台帳の調査等

要綱第4の1の(1)のエについては、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行に伴う農地の有効利用を図る観点から、事業実施主体が農業委員会交付金事業の実施について（昭和60年11月20日付け60農経A第1142号農林水産省経済局長通知。以下「交付金事業通知」という。）第2に基づく農地基本台帳を整備するために必要な次に掲げる活動に要する経費を支援するものとする。

- (1) 農地等の所在、所有者及び利用者等の調査
 - (2) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出及び農地法第30条等に基づく農地の利用状況調査の結果等の交付金事業通知第2に掲げる新たな事項の入力
 - (3) (1)の調査を効果的に実施するために必要なシステムの整備
- 5 農地権利移動・借賃等調査

要綱第4の1の(1)のオについては、次に掲げる活動に要する経費を支援するものとする。

(1) 農地の権利移動等の状況把握

事業実施主体は、農地法及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）による農地の権利移動及び転用の状況等について、その面積、動向等の基礎的な情報を把握することが重要であることから、1月から12月の権利移動等に係る次に掲げる事項について取りまとめるものとする。

ア 耕作目的の権利の設定・移転関係

(ア) 適用法令

農地法第3条（農業委員会許可、都道府県知事許可又は届出）、第3条の3、第36条、第37条若しくは第43条又は基盤強化法の別

(イ) 権利の種類

耕作の事業を行うものが所有権に基づいてその事業に供している土地（以下「所有権耕作地」という。）の有償所有権移転、所有権耕作地の無償所有権移転、耕作の事業を行うものが所有権以外の権原に基づいてその事業に供している土地の所有権移転、賃借権の設定・移転、使用貸借による権利の設定・移転又は農業経営の委託に伴う権利の設定等の別

(ロ) 土地利用計画の区域区分

都市計画法（昭和43年法律第100号）による市街化区域又は農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）による農用地区域等の別

(ハ) 地番・地目・面積

農地法による権利移動については、田、畑若しくは採草放牧地の別又は基盤強化法による権利移動については、田、畑、採草放牧地、混牧林地若しくは開発農用地の別の地番・地目・面積

(ニ) 農地法3条の不許可の例外事由の根拠条項

(ホ) 農業生産法人以外の法人等の権利取得の有無

(ヘ) 農地所有者代理事業活用の有無

(ヒ) 借賃等

(フ) 貸借の期間

(ヘ) 権利の設定・移転を受ける者の農業経営の状況

個人・法人の別、法人の場合の形態、経営農地面積規模及び借入農地面積規模並びに農業経営改善計画の認定（基盤強化法第12条第1項の規定による市町村の認定をいう。）の有無

(ト) 権利の設定・移転をする者の農業経営の状況

個人・法人の別及び法人の場合の形態

イ 賃借の終了関係

(7) 農地法第3条の2及び第18条並びに基盤強化法第20条の2及び利用権の終了に共通する事項

a 適用法令

農地法第3条の2及び第18条(許可・通知)並びに基盤強化法第20条の2及び利用権の終了の別

b 権利の種類

農地法等による賃貸借又は基盤強化法による賃貸借、使用貸借若しくは農業経営の受委託による権利の別

c 土地利用計画の区域区分

都市計画法による市街化区域又は農振法による農用地区域等の別

d 地番・地目・面積

田、畑又は採草放牧地の別の地番・地目・面積

e 返還をする者(借人)の状況

個人・法人の別、法人の場合の形態及び経営農地面積規模

f 返還を受ける者(貸人)の状況

個人・法人の別及び法人の場合の形態

(イ) 農地法第3条の2及び第18条並びに基盤強化法第20条の2のみの調査項目

a 許可等の根拠条項

b 権利の設定時期

(ロ) 農地法第18条の許可のみの調査項目

a 解約等の事由

b 離作料の有無と形態

(ハ) 基盤強化法による利用権の終了における再設定の状況

ウ 農地等の転用関係

(7) 適用法令

農地法第4条(農林水産大臣許可、都道府県知事許可、届出、農林水産大臣協議、都道府県知事協議)若しくは第5条(農林水産大臣許可、都道府県知事許可、届出、農林水産大臣協議、都道府県知事協議)又は基盤強化法によるものの等の別

(イ) 権利の種類

所有権移転、賃貸借の設定・移転、使用貸借による権利の設定・移転又は権利移動なしの別

(ロ) 土地利用計画の区域区分

都市計画法の市街化区域、市街化調整区域、非線引きの用途地域又は非線引きの都市計画区域(用途地域を除く。)の別及び農振法の農用地区域等の別

(ハ) 地目・面積

田、畑、採草放牧地の別の地目・面積

(ニ) 許可、届出、協議及び公告並びに許可除外条項

- (h) 転用に伴う農用地区域の除外の有無
- (i) 転用主体
- (j) 転用目的
- (k) 一時転用の該当の有無
- (l) 転用許可基準に係る農地の区分
- (m) 優良農地の許可判断根拠

エ その他農地の権利移動に関する事項

(2) 賃借料情報の提供

事業実施主体は、次に掲げる事項を掲載した賃借料情報（過去1年間の地域の実勢を踏まえ、農地の賃借権を設定する際の目安となるものをいう。）の提供を行うものとする。

- ア 賃借料情報を公表した地域（区分）名
- イ 地域（区分）別の賃借料の平均額
- ウ 地域（区分）別の賃借料の最高額
- エ 地域（区分）別の賃借料の最低額
- オ 集計に用いたデータを収集した期間
- カ 集計に用いたデータ数

(3) その他農地に関する情報収集

事業実施主体は、(1)及び(2)に掲げる事項のほか、農地に関する情報収集を行うことができるものとする。

第2 事業の実施手続等

1 事業実施計画書の作成

事業実施主体は、別記1様式第2号により、要綱第4の3の(1)の事業実施計画書を作成するものとする。

2 事業実施計画書の承認

事業実施主体は、事業実施計画書を作成した後は、別記1様式3号により作成した事業実施計画承認申請書に事業実施計画書を添付して、都道府県知事を経由して地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出し、当該事業実施計画書の承認を受けるものとする。

3 事業実績報告書の作成

事業実施主体は、別記1様式第2号により、要綱第4の5の(1)の事業実績報告書を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出するものとする。

第3 他機関との連携

事業実施主体は、第1の2の(2)の支援の実施に当たっては、遊休農地の解消に向けて地域耕作放棄地対策協議会（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する地域耕作放棄地対策協議会をいう。）と連携して、効果的に実施するものとする。

農地制度実施円滑化事業費補助金実施要綱（平成22年3月31日付け21経営第7260号農林水産事務次官依命通知）抜粋

別記2 農地の有効利用を図るための支援

第1 事業の内容

農地制度実施円滑化事業費補助金実施要綱（平成22年3月31日付け21経営第7260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の1の(2)については、次に掲げる活動に要する経費を支援するものとする。

1 農地制度に関する相談活動等

事業実施主体は、農地制度及び農業経営に関するものについて、農業者等からの相談等に対応するため、次により農地相談員を設置するものとする。

(1) 農地相談員の設置

農地相談員を設置しようとするときは、当該農地相談員となる予定の者と委託契約を締結するものとする。

(2) 農地相談員となるべき者の選定

公募により、農地法（昭和27年法律第229号）、民法（明治29年法律第89号）及び不動産登記法（平成16年法律第123号）等農地に関連する制度に専門的な知見を有する者、又は地域の農業・農地事情に精通している者その他(3)に掲げる活動を適切かつ効率的に実施できる者から選定するものとする。

(3) 農地相談員の活動

農地相談員は、次に掲げる活動を実施するものとする。

ア 農業者等からの、農地の権利取得、相続・贈与及び有効利用並びに農業経営等に関する相談

イ 農業委員会が、要綱第2の1から3までの事項について適切に実施できるよう、総会等の議事録の作成方法等に関して個別具体的な助言等

ウ 2の研修における研修資料作成及び講師の補助

エ アからウのほか、農業委員会が行う事務の補助等

(4) 相談・苦情概要の記録及び報告

農地相談員は、農地及び農業経営等に関する相談・苦情を受けた場合には、別記2様式第1号により相談・苦情日時、相談・苦情概要及び対応状況その他必要な情報を速やかに記録し、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体はそれを整理し、必要な措置を講じるとともに、それを保存しておくものとする。

2 農業委員・職員等の研修

事業実施主体は、農業委員及び職員等に対して、必要な知識を取得させることを目的として次により研修を実施するものとする。

(1) 研修実施計画等

毎年度、当該年度の実施時期、研修目的、研修対象者及び研修内容等を記載した研修実施計画に基づき実施するものとする。

なお、当該研修実施計画の作成に当たっては、地域担い手育成総合支援協議会（担

い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要領」という。）第1の3の(2)のウの規定に基づく都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。）と連携して作成するものとする。

(2) 留意事項

ア 研修は、講義、研究討議、演習等により実施するものとする。

イ 受講者は、研修の終了後、速やかに研修に関するレポートを提出するものとする。

3 新たな農地制度の周知活動

事業実施主体は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行に伴う新たな農地制度の周知徹底が地域農業者をはじめとする地域住民に凶られるよう、同市町村部局内の戸籍、税務等担当課並びに地域協議会、農業協同組合及び土地改良区等農業団体と連携し、農地制度パンフレット等の配付を行うとともに、当該制度の趣旨、主な改正内容等について説明を行うものとする。

4 農地の有効利用のための活動

事業実施主体は、不在村地主等の把握、遊休農地の解消及び農地の有効利用集積等を推進するため、次に掲げる活動を実施するものとする。

(1) 不在村地主等の特定のための活動

ア 特定できない不在村地主等を特定するため、農地の所有者の相続の発生等の状況の調査及び近隣農家等に不在村地主等の所在を確認する等の情報収集を行うことができるものとする。

イ 不在村地主等（耕作を行っているものを除く。）に対して、農地の管理・利用状況及び所有する農地の賃貸・売買の意向等の把握並びに相続登記の有無の確認（以下「意向把握等」という。）を行うことができるものとする。

ウ イの意向把握等の結果を踏まえ、不在村地主等（耕作を行っているものを除く。）に対して、担い手等への農地の利用集積のための農地の権利設定・移転の手続、税制上のメリット等を電話又は直接面談等で説明するとともに、相続未登記の者に対しては、登記の促進を図るものとする。

(2) 遊休農地の解消のための活動

耕作放棄地解消のため、次に掲げる活動を実施することができるものとする。

ア 農地の保全のための景観作物の作付け若しくは草刈り又は抜根、耕起等の簡易な農地整備（以下「農地保全活動」という。）を行うことができるものとする。

イ 農地保全活動を行った農地については、担い手等への利用集積等その有効利用を促進するための利用調整活動を積極的に実施するものとする。

(3) 農地の利用集積のための活動

農地の所有者及び利用者に対して、農地の管理・利用状況、将来の経営意向、後継者の有無等について、意向調査を実施し、その結果を取りまとめ分析し、農地の利用集積のための活動を実施するものとする。

(4) その他

(1) から (3) までに定める活動のほか、事業実施主体の実情に応じて事業実施主体

が行う事務実施及び農地の有効利用を図る観点から、特に必要と認めた活動を実施することができるものとする。

第2 事業の実施手続等

1 事業実施計画書の作成

事業実施主体は、別記2様式第2により、要綱第4の3の(1)の事業実施計画書を作成するものとする。

2 事業実施計画書の承認

事業実施主体は、事業実施計画書を作成した後は、別記2様式3号により作成した事業実施計画承認申請書に事業実施計画書を添付して、都道府県知事を経由して地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出し、当該事業実施計画書の承認を受けるものとする。

3 事業実績報告書の作成

事業実施主体は、別記2様式第2号により、要綱第4の5の(1)の事業実績報告書を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出するものとする。

第3 他機関との連携

事業実施主体は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の9の規定に基づく農地利用集積円滑化に関する規程の承認を受けた団体に情報を提供するとともに、本支援の実施に当たっては、地域協議会と連携して、効果的に実施するものとする。

平成22年度 集落活性化セミナー開催要領

1 目的

「農業・農村の活力を再生させる集落営農のあり方や、優良農地の保全と有効活用をどのようにするべきか」、と言うテーマは農業・農村における今日的課題です。

そこで、セミナーを開催し、集落営農による担い手へ農地集積を図り、耕作放棄地を解消させている実践事例から、農地集積の推進対策、耕作放棄地の解消対策等について農業委員をはじめ、集落リーダー等にご理解していただくとするものです。

2 開催時期・開催場所・講座概要

開催時期	開催場所	講座概要
安芸高田会場 平成22年7月30日 (金) 10:30～15:30	安芸高田市市民文化センター 安芸高田市吉田町吉田761 市役所庁舎となり 0826-42-2411	①実践報告(50分) 担い手による集落営農高度化の取り組み 【耕作放棄地解消対策・経営の高度化】 (有)桑田の庄(安芸高田市美土里町):代表取締役 清水一彦氏 ②情報提供 (90分) 集落営農による担い手への農地集積を進める支援施策等の紹介 (県農業経営課・県農業活性化推進課・県農林振興センター・農業会議) ③意見交換(80分) 助言者:(農)なひろだに(三次市)代表理事 児玉勇氏 (有)重永農産(世羅町)代表取締役 作田博氏
世羅会場 平成22年8月3日 (火) 10:30～15:30	甲山農村環境改善センター 世羅町大字西上原123-1 世羅町役場本庁舎となり 0847-22-5301	①実践報告(50分) 農業外企業が地域と伴に取り組む特産品育成 【耕作放棄地解消対策・特産品開発】 (株)元気丸(尾道市御調町):代表取締役 上田龍男氏 ②情報提供 (90分) 集落営農による担い手への農地集積を進める支援施策等の紹介 (県農業経営課・県農業活性化推進課・県農林振興センター・農業会議) ③意見交換(80分) 助言者:(農)あぞうばら(三原市)代表理事 行迫政明氏 (農)恵(世羅町)代表理事 宮迫恒也氏

3 受講対象者

市町農業委員、集落営農を進めようとしている地域、集落営農に関心のある人、関係機関

4 募集人員

各会場 130人(先着順に受付、会場収容人数を超えた場合は、参加者の調整をさせていただきます。)
場合がございましたら、あらかじめご了承ください。

5 主催

広島県農業会議

6 共催

広島県担い手育成総合支援協議会・安芸高田市農業委員会・世羅町農業委員会

7 後援

広島県集落法人連絡協議会

8 申込方法

所定の申込用紙により、平成22年7月16日(金)までに、広島県農業会議まで提出ください。
(FAX:082-246-1825)

9 その他

当日の昼食は各自でご用意ください。

平成22年度農業雇用改善推進事業実施計画

平成22年6月

広島県農業会議

1. 趣旨

本県においても、多くの農業法人が労働者を雇用している。しかし、就農者の離職率の高さにより、慢性的な労働力不足・経営継承の困難・将来展望の不安定さなどが問題となっている。

そのため、広島県農業会議では、関係機関・団体と連携を図りながら、就業先としての農業の魅力をアピールするとともに、受け入れ側である農業法人と就農者とのミスマッチの回避、就農希望者の雇用環境の整備などを目指し、相談・研修活動、情報提供などを行っていく。

2. 実施方法とスケジュール

(1) 関係機関による連絡会議の開催（2回）

県労働局・ハローワーク・県農業関係部局・JA等農業団体・農業法人等農業経営者組織・学識者・社会保険労務士等で構成し、関係機関による問題意識の共有と課題解決に向けた連携体制を構築する。

実施時期：6月、2月

(2) 農業法人等に対する指導・相談

農業法人等に対する指導相談窓口を設置し、セガワ労務管理事務所との間で日常的な連絡体制をとりながら、面談・電話・メール等で日常的な対応をする。

実施時期：4月～（随時）

(3) 雇用情報の収集・提供

全国農業会議所からの「月報かわらばん」に、県独自の関連制度や県内のニュースなどを加え、農業法人等の農業経営者組織の会員に直接流すとともに、市町農業委員会を通じて、広く農業法人・農業者等に情報提供を行う。

実施時期：4月～（随時）

(4) 求職者等に対する相談・助言・情報提供等の実施

全国新規就農相談センター・都道府県新規就農センターの活動と連携し、農業法人等の求人情報の提供や就職面談の場を提供するとともに、雇用のミスマッチをなくすために、農業そのものと農業法人等の事業内容、実際の就業内容等についても情報を提供する。

実施時期：個別相談 4月～（随時）
就職面談会 他機関との連携

(5) モデル相談活動の実施（3か所）

経営作目、経営規模、地域等を勘案してモデルとなる3経営体を選定し、就業環境の改善に向けた相談活動を実施する。モデル相談活動から得られた課題、解決方策等の成果は、他の農業法人等への相談活動に活かすとともに、全国農業会議所に報告して、全国で情報を共有する。

実施時期：6月～2月

(6) 巡回相談説明会の開催（3回）

県内を3地区に分け、県等の関係機関、市町農業委員会の協力を得ながら、農業法人等の農業経営者、行政、JA等の関係者を対象に、雇用環境改善のための巡回相談説明会を行う。講師はアドバイザー・社会保険労務士等が務め、全体説明の後、個別相談会を開催する。

実施時期：8月

実施場所：東広島、庄原、尾道

説明内容：事業概要の説明、雇用環境の概要説明

（第1回研修会と兼ねる）

(7) 農業法人等に対する研修会の開催（4回）

農業法人・農業者を対象に、雇用・就業問題の改善と人材の確保・育成をテーマに研修会を開催する。講師は、アドバイザー・連絡会議構成組織などとし、実践的な研修とする。

実施時期：8・9・10・11月（予定）

研修内容：第1回 人材獲得術

惹きつけやすい求人票の記載方法

面談における確認事項

給与計算の方法

助成事業の活用

第2回 人材育成術1（初めて従業員を雇用する経営者向け）

雇用に対する心得え

就労環境の整備

モラル向上

第3回 人材育成術2（経営陣の育成を目指す経営者向け）

キャリアパス・経営参画への道筋提示

第4回 経営移譲への取り組み

事業承継



「農の雇用事業」募集のお知らせ

全国農業会議所(全国新規就農相談センター)では、農業法人等が就業希望者を新たに雇用して、生産技術や経営ノウハウ等を指導する研修を実施する場合に、研修経費の一部を助成する「農の雇用事業」の参加者を募集しています。

助成内容

**研修費用を、月額9万7千円を上限に、
最長12ヶ月間助成します**

(主な対象経費)

- ・法人等の指導者や外部専門家による指導に要する経費
- ・外部の研修会等の参加に要する交通費
- ・研修対象者の雇用保険・労働者災害補償保険料 等

募集期間

平成22年6月1日～6月22日(必着)

<お問合せ先> ～お気軽にご連絡下さい!～

広島県の申請・相談窓口

広島県農業会議 住所 広島市中区大手町4-2-16 TEL:082-545-4146

全国農業会議所



きっと見つかる あなたの農業

全国新規就農相談センター TEL 03-6910-1126

「農の雇用事業」に関する情報は
インターネットで

農の雇用

検索

クリック!

「農の雇用事業」ホームページ <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/>

「農の雇用事業」の実施に当たっての主な要件

※詳しい要件は、必ず募集要領でご確認ください。

- ① 新規就業者を正規の従業員として雇用すること。
(パート、アルバイト等は対象となりません)

※ 平成21年12月1日～平成22年7月31日に雇用した場合が対象です。
 ※ 新規就業者(研修生)と、雇用期間の定めのない雇用契約を締結して頂く必要があります。
 ※ 当該従業員と過去に雇用関係(パート、アルバイトも含みます)がある場合は対象となりません。

- ② 原則として、雇用保険、労災保険に加入して下さい。
 ③ 税務署に給与支払事務所等の開設届けをして下さい。
 ④ 本事業と重複する他の助成(補助)を同時に受けることはできません。
 ⑤ 新規就業者が、農業法人等の代表の親族でないこと。
 (※ 例外もあります。詳しくはお問い合わせください)
 ⑥ 新規就業者が、過去に本事業の対象となっていないこと。
 ⑦ 新規就業者が、今回の雇用契約以前に従業員でなかったこと。



「農の雇用事業」に関する情報は
インターネットで

農の雇用

検索

クリック!

農の雇用事業の実施状況

「農の雇用事業」研修 実施状況 (22年6末 現在)

	研修生募集枠	応募	採択	
	全国	研修生	法人	研修生
20年補正	1,000	1,848	1,057	1,226
広島県			28	33
終了			16	21
21年補正・1	2,000	1,927	1,180	1,835
広島県			17	25
研修中			14	16
21年補正・2	500	815	534	536
広島県			6	6
研修中			5	5
22年	1,400	1,689		
広島県		23(18経営体)		
研修中		(審査中)		

集落法人担い手確保モデル事業

【広島県雇用創出基金事業】

1 ねらい

◆農業構造の再構築のため、集落法人の人材確保による経営高度化の実証を行い、その成果を県域に波及させることにより、集落法人の経営高度化を促進します。

2 事業内容

◆人材確保による経営高度化に取り組む集落法人をモデル法人として指定します。

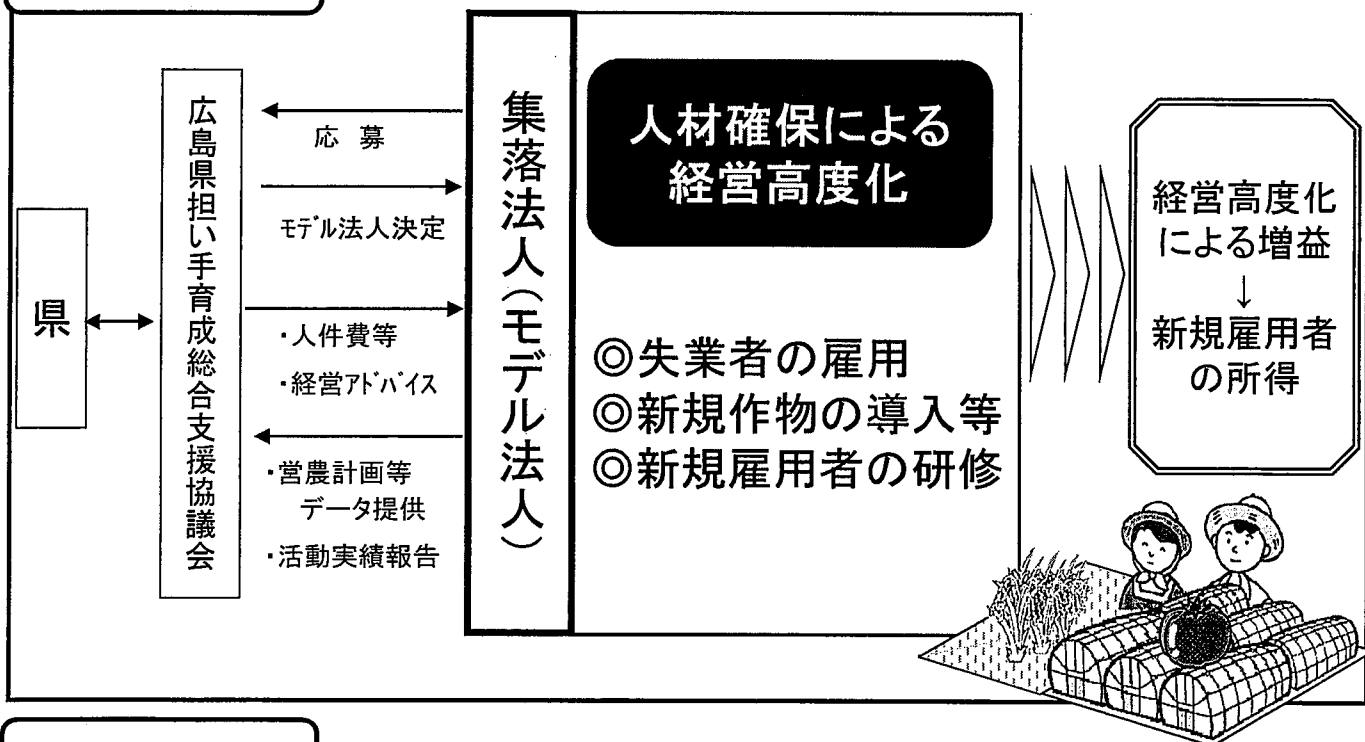
◆モデル法人に対して、次の経費を委託費として支払います。

◎ 新規雇用者の人件費

〔上限月額25万円(雇用者1名)、事業主が支払う労働保険・社会保険〕

◎ 新規雇用者の研修経費

3 事業の流れ



4 実施状況

平成21年度末現在 モデル法人指定:15法人
新規雇用者数 :19人